

平成28年11月25日

高圧ガス取扱事業所の皆様へ

高圧ガス事故について

去る平成28年11月17日に県内の高圧ガス取扱事業所において、従業員が死亡する事故が発生しました。

事故の原因については現在調査中ですが、高圧ガスの保安については法令遵守はもちろんのこと日々の保安教育による自主保安が重要となります。

高圧ガス設備、容器等の取扱いに際し、下記項目についての再確認、並びに必要な応じた見直し・改定等にご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 高圧ガス保安法における技術基準の遵守
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における技術基準の遵守
- 高圧ガスの取扱いにおける安全確保の徹底
- 高圧ガス第一種製造者については危害予防規程、保安教育計画等
その他事業者については自社の規定類（安全計画、保安教育）等
 - ・作業手順、作業内容、作業中における疑問点の解消等
 - ・特に高圧ガスの作業に初めて関わる方や経験の浅い方に対する保安教育
- 行政庁・警察・消防に対する緊急連絡体制

奈良県地域振興部エネルギー政策課
エネルギー保安係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL：0742-27-5422（ダイヤルイン）
0742-22-1001（休日・夜間）
FAX：0742-27-8567